



令和 7 年度（2025 年度）版

妊婦健康診査費、産婦健康診査費助成制度のお知らせ

宝塚市ではお母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して出産ができるように、妊婦健康診査費助成券 14 枚（6,000 円券 12 枚、17,000 円券 2 枚）、産婦健康診査費助成券 1 枚（5,000 円券）を交付し、健康診査にかかる費用の助成を行っています。

1 妊婦健康診査費助成事業

助成対象者	妊婦健康診査の受診時に宝塚市に住民登録のある人	
助成対象	妊娠中に実施した妊婦健康診査	
助成回数・金額	妊婦健康診査：6,000 円上限 12 回、17,000 円上限 2 回までの最大 106,000 円	
助成内容	助成の対象	助成対象とならないもの（例）
	保険診療適用外の自己負担分（ <u>自費分</u> ）	・保険診療の自己負担分 ・妊娠確定検査 ・特定療養費 ・基本的な妊婦健康診査を含まない受診（超音波検査のみ NST のみ等） ・予防接種費 ・文書料 ・入院費 ・分娩費 ・胎児検査（クアトロ検査、羊水検査、3D 等） ・出生前診断、DVD、腹帯、コルセット、母親学級受講費など

参考 標準的な妊婦健康診査の実施回数

妊娠初期	～ 妊娠 23 週	4 週間に 1 回
妊娠 24 週	～ 妊娠 35 週	2 週間に 1 回
妊娠 36 週	～ 出産まで	1 週間に 1 回

2 産婦健康診査事業

助成対象者	産婦健康診査の受診時に宝塚市に住民登録のある人	
助成対象	産後 8 週までに受診した産婦の健康診査	
助成回数・金額	5,000 円上限 1 回のみ	
助成内容	助成の対象	助成対象とならないもの（例）
	産後 2 週間や産後 1 か月などに実施する産婦健康診査 ※保険診療適用外の自己負担分（自費分）	・保険診療の自己負担分 ・お子さまの健診費用 ・入院費など

3 助成方法

受診場所等	方法	その他
協力医療機関・助産所（※）	受診の際に助成券をご利用ください。	・健康診査 1 回につき 1 枚のみ使用できます。 ・券面の金額を上回る費用については、自己負担となります。下回る場合の返金はありません。

協力医療機関以外の病院・助産所等	出産後（全ての健康診査終了後）に健康センターへ還付助成申請をしてください。（郵送可）	・受診費用を一旦支払い、領収証は保管してください。 ・未使用の助成券の返却枚数・券種に応じて、還付助成申請をしてください。助成金は、指定口座へ振込みます。 (注意)未使用の助成券がない場合は申請できません。
助成券を使用せずに健康診査を受けた人（助成券交付前など）		

(※) 兵庫県内で助成券を使用できない医療機関等があります。あらかじめ医療機関にご確認ください。

4 還付助成申請について

- ・対象 産婦健康診査受診後にお手元に助成券が残り、助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査、産婦健康診査の領収証がある人。
- ・申請場所 宝塚市立健康センターのみ（郵送での申請可）。
申請は1回のみです。追加申請はできませんので、ご了承ください。
- ・申請期限 妊婦健康診査費・・・最終の妊婦健康診査日から2年以内。
産婦健康診査費・・・出産日から2年以内。
なるべく早くご申請ください。
- ・助成金の振込 申請受付月の翌月末までに指定口座へ振込みます。

還付助成申請に必要なもの（全員）
☐ 妊婦健康診査費、産婦健康診査費還付助成申請書
☐ 助成券（お手元の券全て）
☐ 領収証（保険適用外）の原本
☐ 明細書（医療機関で発行されている場合）
☐ 母子健康手帳「妊娠中の経過」の頁のコピー
☐ 母子健康手帳「出産後の母体の経過」の頁のコピー

追加で必要なもの（以下に該当する場合のみ）
☐ 領収証のコピー（領収証原本に加えて必要） ・領収証原本の返却を希望する場合。
☐ <u>代理人が申請する際に、振込み口座を本人以外の名義にする場合は、本人（妊産婦）の印鑑（スタンプ印不可）をお持ちください。</u>

5 他市町から転入された方は、宝塚市の助成券の交付申請が必要です

- ・申請場所 宝塚市立健康センターのみ
- ・持ち物 母子健康手帳、申請者の身分証明書
- ・助成内容 【妊婦健康診査】14回から「転入前に受けた妊婦健康診査の回数」（母子健康手帳の「妊娠中の経過」の頁の記載回数）を差し引いた回数を助成します。17,000円券は転入日が妊娠21週までは2枚、妊娠22週以降は1枚となります。
【産婦健康診査】1回（5,000円）のみ
- ・何らかの理由で健康センターに来所できない方は、健康センターへお問い合わせください。

6 その他

- ・助成券を紛失・破棄された場合、再交付はできません。保管には十分ご注意ください。
- ・助成券の使用後に他の券種への変更・交換はできません。
- ・助成券を使用した日の超過支払い分の領収証は、還付助成申請の対象外です。
- ・市外へ転出される場合、転出日以降の健康診査費は、本市では助成できません。
新住所での助成手続きについては、転出先の市町村へお問い合わせください。